

子育て支援連携協力に関する協定

生駒市と株式会社 AsMama（以下「AsMama」という。）は、子育て支援に関する相互の人的、知的資源の交流と物的資源の活用を図り、第1条に掲げる目的を推進するために、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は生駒市と AsMama が子育て世代への支援や、子育てを中心としたまちづくり等の分野で相互に協力し、子育て環境を整えることにより、女性の就業や生駒市への子育て世代の流入を促進すると共に少子化対策に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 生駒市と AsMama は、次の各号について連携協力する。

- （1）生駒市内の保育園、幼稚園、小学校などの子育て関係施設や生駒市が実施する子育て支援事業などにおける AsMama のチラシの配布・周知
 - （2）生駒市内での AsMama 甲田社長による子育て支援関連の講演会や、AsMama が提供する子育てシェアサービス（以下「子育てシェア」という。）の周知イベント・説明会の開催
 - （3）生駒市内での子育てシェア等のサービス・事業の積極的な展開
 - （4）AsMama の各種サービス・事業を活用した生駒市の空き家問題の対応・子育て世代のコミュニティづくりに向けた研究及び取組の実施
 - （5）AsMama の研修メニューのファミリー・サポート事業での活用
 - （6）生駒市、AsMama の子育て情報等を相互の広報のシステムやネットワーク等を活用し発信する。
 - （7）その他、子育て層（特に女性）にとって魅力的なイベント等を企画、開催する。
- 2 前項各号の事項の実施にあたり AsMama が生駒市と共催で行う事業について、生駒市の管理する施設を利用する場合の使用料は無料とする（ただし、営利を目的とする活動は含まない。）。

（期間）

第3条 この協定書の有効期間は、平成29年3月31日とする。ただし、この協定書の有効期間満了の2か月前までに、生駒市と AsMama のいずれからも改廃の申し入れがない場合には、さらに1年間更新するものとする。

(その他)

第4条 この協定に定めるもののほか、その他必要な事項については、生駒市とAsMamaが協議して別に定めるものとする。

本協定の締結の証として、本書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有する。

平成28年1月14日

奈良県生駒市東新町8番38号

生駒市長

神奈川県横浜市中区山下町87番地1

株式会社AsMama

代表取締役社長